

令和7年

区民委員会会議録

とき 令和7年6月30日

品川区議会

令和7年 品川区議会区民委員会

日 時 令和7年6月30日(月) 午前10時00分～午前11時14分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 出席委員 | 委員長 西村直子 | 副委員長 藤原正則 |
| | 委員 こしば新 | 委員 この孝子 |
| | 委員 せらく真央 | 委員 高橋伸明 |
| | 委員 おぎのあやか | |

| | | |
|-------|---------------|------------------------------------|
| 出席説明員 | 川島地域振興部長 | 平原地域活動課長 |
| | 澤邊生活安全担当課長 | 今井八潮まちづくり担当課長 |
| | 築山戸籍住民課長 | 小林地域産業振興課長 (創業・スタートアップ支援担当課長兼務) |
| | 辻文化観光スポーツ振興部長 | 大森文化観光戦略課長 |
| | 守屋スポーツ推進課長 | |

○午前10時00分開会

○西村委員長

それでは、ただいまより区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

なお、文化観光戦略課長は、議案審査のため総務委員会に出席しており、審査終了後にこちらの委員会に出席することになりますので、ご承知おきください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

併せて、本日、写真撮影および録画の許可申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、各会派のご意見をお聞きしたいと思います。なお、これまでの例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可しております。

では、自民からお願いいたします。

○こしば委員

前例のとおり、冒頭で。

○藤原副委員長

冒頭でお願いします。

○こんの委員

前例のとおりで。

○せらく委員

いつでも大丈夫です。

○高橋（伸）委員

冒頭でお願いします。

○おぎの委員

いつでも大丈夫です。

○西村委員長

それでは、ただいま各会派のご意見を伺いました。これまでどおり議題に入る前のみ自席からの撮影を可とするというご意見が多く出ましたので、議題に入る前のみ撮影を認めるということにしたいと思います。また、撮影につきましては、自席から撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、撮影の申請をされた方は撮影をお願いいたします。

[写真撮影]

1 議案審査

(1) 第95号議案 専決処分の承認を求めることについて

○西村委員長

それでは、はじめに、予定表1の議案審査を行います。

(1)第95号議案、専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○平原地域活動課長

おはようございます。それでは、私から、第95号議案、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。お手元、第95号議案資料をご覧ください。

本件は地方自治法第179条第1項の規定により、庁用車運行中に起きた自動二輪車との接触事故につきまして、和解および損害賠償額の決定について、令和7年4月10日および5月15日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会にご報告し、承認を求めるものでございます。

事故の概要でございます。令和5年6月9日、大井第一地域センター職員が運転する庁有車が、品川区北品川二丁目17番先の国道上におきまして、車線変更時に後方の確認を怠り、直進してきた自動二輪車が庁有車後部に接触し、自動二輪車の運転者が脊柱の変形による後遺障害等を負ったものでございます。

本件事故につきましては、令和6年第2回定例会において、物損に係る賠償について、既に専決処分の報告をさせていただいたところでございますが、今回の専決処分につきましては、人身被害につきまして損害賠償金を区が支払い、以後本件に関し、双方とも裁判上、裁判外を問わず、何ら異議を申し立てないことを確約する示談に至ったものでございます。

損害賠償額でございますが、本件事故は区に過失がございまして、本人に治療費および慰謝料として430万7,795円を、保険者に保険給付相当分として212万4,300円を損害賠償したものでございます。

なお、相手方につきましては、お手元書面に記載のとおりでございます。

今回の事故原因は、安全意識の欠如でございます。このような事故がないよう一層緊張感を持ち、車両の確実な運行、安全運転につきまして、職員一体となって取り組んでまいります。何とぞご承認をいただきますよう、よろしく願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。書面に自動二輪車とありますが、こちらはどのようなタイプだったのかというのと、車を運転していた職員側は1人で運転していたのか、またはもう1人助手席に乗っている状態であったのかというのと、非常に仕事に追われていたとか、そういうこと的背景等、もしありましたらお願いします。

○平原地域活動課長

まず、自動二輪車の状況でございますが、こちらは普通自動二輪車でございます。いわゆる原動機付自転車とかではなく、通常の普通自動二輪に該当する車両であったと聞いてございます。また、本人の同乗でございますが、大変申し訳ございません、ただいま手元でございますが、基本的には庁有車を運転する際には複数名でということを行っておりまして、特段の事情がない限り、そのような運行であったのではないかなと感じているところでございますが、何分、申し訳ございません、手元がないもので、事実関係につきましては、また改めてご報告させていただければと思います。

それから、急いでいたとかという問題でございますけれども、特段そのようなことはなかったものと認識しております。通常の運行時に安全確認を怠ったといったところが、本件事故の原因と認識してございます。

○おぎの委員

ありがとうございます。通常の自動二輪車ということで、それぐらい大きいものを見落としてしまったというのは、やはり安全確認を怠っていたのかなというのと、複数人乗られていたのであれば、やはり大人数の目で、一緒に後方等を確認していただくようにするといいのかなと思います。

今回は非常に、けがをされた方が後遺症を負ってしまったということですので、早く回復していただいて、少しでもよくなるといいなと思います。引き続き気をつけてお願いいたします。

○西村委員長

ほかにご質問は。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございます。確認なのですが、ここは品川区北品川二丁目なので、第一京浜の品川健康センター周辺、あるいは山手通り沿いだと思うのですが、あそこの交差点のところは、車線変更する際、多分、禁止区間にもなっていると思うのですが、これは確認なのですが、車線変更禁止区間でやった接触事故ではないですよ。それだけ確認させてください。

○平原地域活動課長

本件交通事故事案につきましては、いわゆる車線変更禁止区間であるとか、そういったところの違反行為ではなくて、安全確認の怠りといったところの範囲となっております。

○西村委員長

ほかにごありますか。

○こんの委員

今回のこの事案についての賠償について伺いたいのですけれども、これまでの事案で和解金額がここまで行ったケースというのは、あまりなかったのではないかなと記憶しております。それで、ここに書かれている相手方および賠償額の（１）が運転手、（２）が保険者となっております。ここのご説明をもう少ししていただけますでしょうか。というのは、品川区からお支払いをしましたという先ほどのような説明なのですが、ここに記載されている運転手ということは、そうすると、庁有車を運転されていたご本人が払ったということなんでしょうか。それから、この保険者というのは、どの保険者のことなのか。もう少しこの賠償金についてのご説明をお願いします。

○平原地域活動課長

支払いの内容でございますけれども、こちらの金額につきましては、交通事故の事案によりまして、この事案よりも多額の賠償に至った例というものもございます。事案によりけりでございますので、そういったところについては増減するものと認識してございます。

今回につきましては、冒頭のご説明のように、事故発生日から今に至るまで、和解に至るまでの期間が非常に長いということで、その間の治療でありますとか、あるいは休業補償といったところも発生したところで、結果この金額になったものと、後遺障害が残るということになりましたので、そちらのところのいわゆる慰謝料も含む形となっておりますので、この金額となったところでございます。

一方、保険につきましては、議案資料に相手先を記載しているとおりでございますので、こちらの保険組合が相手方となっておりますが、本来、交通事故においては、いわゆる加害者が支払うべきところ、当初、本人が全額自己負担という形になってしまいますので、保険を使った形になりますので、そちらについては、保険組合から当方に求償という形で請求が来たものでございまして、私どもに支払い義務が発生したものでございます。

そういったところで、賠償責任を伴う本人へのものと、いわゆる求償に基づく保険者への支払いというところで、2つ相手方が発生したところでございます。

○こんの委員

分かりました。ご説明いただいたことと理解が合っているかどうかをもう1回確認なのですが、そうすると、運転手本人と、運転手が加入している保険者への支払いという、こういう理解でよろしいでしょうか。

○平原地域活動課長

そのとおりでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。今ご説明いただいたように、休業補償とか後遺症でこれだけの日にちとか、時間がかかってしまったということでの補償なので、これは本当に誠意を尽くして補償していくということが大事だと思います。

参考までに、私は車を運転しないので詳しくはないのですが、交通事故の事案については、過失割合というのがあるかと思うのですけれども、それについては今回はどんな状況だったのか、参考までに教えてください。

○平原地域活動課長

こちらの負担割合につきましては、以前にご報告させていただきました物損につきましても、今回の人身につきましても、8対2、区側の責任割合が8、本人が2というところで、最終的に算定させていただいたものでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。いずれにしましても、事故がないのが一番でございますので、運転するに当たっても、再三もう事故防止策などをされているかと思えますけれども、何か特段、そういう庁有車を運転する際の、当然注意をするということは当たり前のことなのですけれども、それに加えて今回の事案で、さらにここを徹底しよう、ここをやはり強化していこうというところがありましたら、教えていただきたいと思えます。

○平原地域活動課長

区では、これまでも安全運転講習でありますとか、そういった安全運転を確保するため、あるいは当然そういうものを履行するための講習を行ってきたところでございますけれども、こういう事案が発生したということ踏まえまして、改めて運行前にそういったところの注意喚起をする、しっかりとやりなさいといったところで、今、以前から義務化されておりますアルコールチェッカーというものを、必ず庁有車に乗る前にやるのですけれども、そういったところで注意喚起を行うといったところで、日々慣れの運転にならないように注意喚起させていただいているところでございます。

また、改めて地域活動課自体といたしましても、こういった事案、今回ご承認いただけましたら、ご本人との関係で一定の区切りがつくということもございますので、改めて各所長を通じまして、庁有車の運行に当たりましての注意喚起を行ってまいりたいと考えてございます。

○こんの委員

ぜひ再発防止に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長

ほかにご質問はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

では、ほかにご発言がないようございますので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第95号議案、専決処分の承認を求めることについてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

○こしば委員

賛成です。

○藤原副委員長

賛成です。

○このんの委員

賛成です。

○せらく委員

賛成です。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○西村委員長

それでは、これより第95号議案、専決処分の承認を求めることについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 第71号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）

○西村委員長

次に、(2)第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小林地域産業振興課長

私から、第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算、省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金についてご説明します。

まずは、サイドボックスで補正予算書という題名の資料をお開きください。この資料の18ページから19ページの真ん中の段をご覧ください。今般、中小企業活性化に係る補正予算として、歳出予算の5款産業経済費、1項産業経済費に2億8,726万4,000円を追加し、合

計で42億8,358万8,000円とするものでございます。

続きまして、19ページになりますけれども、歳出予算、今回の補正予算の内容でございますが、中小企業活性化事業費【地域産業振興課】として、省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金を2億8,726万4,000円計上するものでございます。

歳入につきましては、ページが戻りまして、10ページから11ページの一番下の段をご覧ください。14款都支出金、2項都補助金について、11ページにも記載がありますとおり、4番、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の充当事業として、本件の省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金に6,884万8,000円を計上することとしております。今回、東京都から交付されたこの物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の全額を本事業の歳入に充てております。

それでは、事業の詳細につきましては、一旦補正予算書を閉じていただきまして、サイドブックスの別資料として、「第71号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算『省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金』について」という題名の1枚ものの資料をご覧くださいと思います。

1番の目的からになりますけれども、米国の相互関税引き上げ措置に伴い、景気の先行きに関する不透明感や、設備投資の抑制などによる景気減速の懸念が高まっていることから、本助成金を通じて、省エネルギー化や業務改善に資する設備への更新を促進し、事業継続の下支えおよび区内経済の活性化を図るものでございます。

本助成金につきましては、令和6年度におきましても、補正予算で区独自の中小企業支援策としまして実施しておりますけれども、直近の景気状況や事業者からの要望などを踏まえて、令和7年度も今回の補正予算を通じて実施するものでございます。

続きまして、2番の助成内容でございます。(1)の助成金額については、上限80万円、助成率、対象経費の5分の4。

(2)番、対象者として区内中小企業、個人事業主、業種としては全業種でございます。

(3)番、対象経費、①番、事業活動に資する設備(工場又は店舗等に設置する業務用設備)の購入費および設置工事費、②番、既存設備の更新であること(新規導入・増設は対象外)、③番、エネルギー価格高騰の影響緩和に資する設備、または新機能追加や機能向上により業務改善が図れる設備への更新、④番、1品目あたり単価10万円以上の設備であること、⑤番、交付決定後から令和8年3月6日までに導入および支払いが完了することを条件としております。

(4)番、対象設備例でございますが、製造業につきましては、例示としまして冷暖房機器、ボイラー設備、検査機器、飲食業につきましては冷凍・冷蔵庫、製氷機、POSレジ、新札対応券売機、運輸業につきましては大型特殊車両、その他、昇降機、高圧洗浄機、電動工具など、幅広く対象設備を認めているものでございます。

続きまして、3番の申請期間でございますが、令和7年9月1日から12月26日までを予定しております。品川区電子申請サービスによるオンライン申請を原則とし、書類申請も可能といたします。

4番の補正予算額につきましては、先ほどの補正予算書でも読み上げさせていただきましたが、今回の内訳につきましては、過去の事業実績を基にしまして、1か月で約100件ペースと考えまして、9月から12月までの間に400件分の申請を想定しております。これに伴いまして助成金が2億7,600万円、問合せ対応、書類チェック、審査業務などの窓口業務委託が1,117万6,000円、書類の郵送代等が8万8,000円として予算計上しております。

歳入については、同じく冒頭にご説明しましたとおり、本助成金は東京都の臨時交付金を

6,884万8,000円充てております。

私からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらお願いたします。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。昨年、第3回定例会のときの補正ですと、1億円余で、これは確認なのですが、前回だと150件というお示しがあったのですけれども、これは150件以上になったのかということも1点、お聞かせいただきたいと思ひます。

○小林地域産業振興課長

ただいまのご質問は、昨年の補正予算のときに、当初150件だったというお話でございますけれども、実際に申請を11月下旬から受け付けたのですけれども、大変ご好評というか、申請が多くて、あっという間にこの150件に到達するというので、12月下旬に改めて臨時会を通じて補正予算を編成させていただきまして、予算を追加して、引き続き申請を受け付けたものでございます。トータルとして、最終的には370件程度の申請という形で、今回、この実績も踏まえまして、あるいは令和5年度の実績なども踏まえまして、1か月100件ぐらいのペースで来るのではないかとということで、今回の見積りを行っているところでございます。

○高橋（伸）委員

ありがとうございます。分かりました。

それで、対象設備例として、これは全業種なのですけれども、前回のときはパーセンテージが大体どのぐらい、製造業がパーセンテージでこのぐらい多かったよとか、教えていただきたいのが1点と、あともう1点が、今、課長がおっしゃられたように、申請期間が前回は11月下旬からになっているのですが、今回は9月1日からという、少し早めた理由というのも教えていただきたいと思ひます。

○小林地域産業振興課長

ただいま2点ご質問をいただきまして、まず1点目、どういう業種が多かったかということですが、具体的に設備も含めてお答えしますと、イメージでいきますと、商店街の飲食業の方が、店舗を運営されている方が一番やはり多くて、厨房設備ですとか調理機械などをこの際、設備更新というのですか、省エネ化を図るということで最新の設備に更新されたということで、飲食業が一番多く、7割近くはこういった方となってございます。そのほかに、生活関連サービス業、あるいは製造業、医療業なども含めてということですが、やはり令和5年度、令和6年度と通じて、商店街でのご利用、そういう店舗の運営をされている方が多かったと認識しております。

また、今回9月からスタートするということですが、冒頭の目的で申し上げましたとおり、4月に米国の相互関税の引上げの発表がなされてから、非常に景気の先行き不透明感というのが高まっていると考えておまして、景気の減速懸念、いろいろ経済指標を我々も見ておりますけれども、ここで景気が減速しないようにということで、なるべく早い時期、昨年よりも早い時期からスタートできるようにということで、今回、補正予算を認めていただいて、9月1日から受付できるようにということで、準備を進めているところでございます。

○高橋（伸）委員

どうもありがとうございます。

それで、今回、周知方法の記載がないのですが、前回だとホームページとか広報しながわとか、あとメールマガジンとか、そういうので周知するというのが前回あったと思うのですが、それと同様に今回も周知をするという方向でいるのかどうかをお聞かせ願います。

○小林地域産業振興課長

資料に掲載がなくて、大変失礼いたしました。今、委員ご指摘のとおり、周知方法については、ホームページですとか広報しながわですとか、あるいはSNSを通じて周知してまいりますけれども、昨年度の実績、令和6年度に使われた方で、どういうところからこの補助金を知って活用されたかというのも聞いているのですが、やはりホームページを通じてこの補助金を知ったという方が50%ぐらいいらっしゃるようで、そのほかに周りの事業者の方というのですかね、友人の経営者方から聞いたという方も26%いらっしゃるというところがありますので、様々な我々の周知広報手段を使って、幅広くご利用いただけるようにということでやっていきたいと考えております。

○高橋（伸）委員

ありがとうございます。本当にこれは全業種対象なので、周知方法はしっかりとやっていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。

○この委員

この事業に対しては、今年4月25日に私ども会派として、物価高対策の緊急要望ということで中小企業への支援を求めてきたものが、この中にこうして省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金として出てきたものと捉えておりますが、大変評価しております。私たちは去年、先ほど課長がおっしゃってくださったように、最初この助成金を出されたときに、まちでは結構「この助成金、いいよね」という声をたくさん聞いて、人気の事業になっていたと私たちも捉えておりましたので、でも、これが単年度で終わってしまうのだなと思っていたところ、緊急要望をしながら、このように出てきましたので、大変うれしく思っております。

そこで何点か確認をさせていただきたいのですが、まず、申請期間ですけれども、9月1日から12月26日まで、いわゆる年内3か月といった設定というのは、これまでも設定が3か月、4か月という設定だったので、今回もそういう設定なのか、いわゆるこの設定の根拠を教えていただきたいのが1点と、それから、この事業について、去年は370件程度の方にこれを使っていたということなので、ここには、1回使ったら次は駄目ですよみたいな文章は入っていないので、さらに今年度もこれを、設備を更新したいといったところが出た場合にもう1回、去年も活用したけれども、今年度も活用していかどうかというところの使い方を確認したいのと、あくまでもこれは更新の助成金なので、既存の設備を更新する、機能がバージョンアップしたものにするとか、新規ではないということなのですが、業務改善というこの言葉からすると、必ずしも既存のもの改善だけではなく、新規ということも今後考えていく必要があるのではないのでしょうかと思っているのですが、その点へのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○小林地域産業振興課長

ただいま3点、ご質問をいただきました。まず、申請期間、3か月から4か月というお話なのですが、昨年度、あるいは一昨年度の事例を見ますと、やはり申請のピークとしては、受付を開始した瞬間から1か月程度が非常に多く申請が出てきて、だんだんゆっくり、申請ペースが落ちていくという形になっ

ていって、締切りのときに最後もう一度山が来るかなと思いきや、だんだんゆっくりというのですかね、申請ペースが落ちてくるような形になっております。

今回、我々は補正予算としてやるということもあり、納品の期日とかも考えて、三、四か月を取ると、一通り事業者からの今年度のニーズというのは、対応できるのではないかとということろで、今回こういった申請期間としているところがございます。

2点目ですけれども、また今回も使ってもいいかということろですけれども、答えとしては大丈夫でございます。実際に令和5年度に最初にやりまして、令和6年度、去年、2回目をやっているのですが、実際には、7割ぐらいは新しい方が申請されていて、3割ぐらいが2回目といたしますか、令和5年度も使われて令和6年度に2回目という方もいらっしゃいました。今回も、新しい方にもたくさん使っていただきつつ、もしほかに去年変えられなかった設備があつて、今回もしということであれば、今回も補助金を使っただけということろで考えております。

3点目が、更新ということろでございます。我々としては今回、物価高騰対策が理由ですので、現状今、電気代、ガス代が、今持っている設備でかかってしまっている。これを少しでも下げていただくということろが目的ですので、タイトルに更新とつけておりますけれども、この補正予算以外に、我々が持っているほかの補助金の中で新規のものに対しての、例えば融資あつせんもそうですし、ほかの補助金、例えばデジタル化を図るときに新しい機械を導入したいなというものに対する補助金もありますので、そういったものもご紹介しながら、新規あるいは更新を含めて支援をしていきたいと考えております。

○この委員

ありがとうございました。期間の考え方は分かりました。

そうすると、この期間を終えた後に、また景気の動向を見た上で、これはさらに必要だなと考えたときに、さらにしていくお考えというのは持っていらっしゃるのか。一旦12月26日で終了しますけれども、その後、動向を見ながら、そういうこともしていくという考えを今の段階でお持ちなのかどうかということろを確認のためにお伺いしたいのと、それから、2回目も使えますよということろで、前回も3割の方が2回目を使われていたということろなので、大変にありがたいなと思っておりますので、その辺は理解をいたしました。ありがとうございます。

最後の考え方ですけれども、確かに、補正予算で組まれたこの補助金のほかに既存の事業としてあるのは、私も承知をしております。新規の設備投資の補助金というのものもあるけれども、おおむね事業運営に必要な借入れのあつせんというのは、あくまでも借りるので返さなければいけないといったところもあるんで、補助金とはまた違う使い方。いわゆる収益が上がれば返すことができるのですが、なかなかその収益を上げるといったところが非常に難しいところろで、設備に関する補助金が、既存のものがあるのですが、光熱費に関連する設備だけではなく、やはり今後収益を上げていく、いわゆる景気の動向として心配だということが事業としても根底にあるので、物価高ということろもあるので、私は新規ということろをもう一つ加えるような考え方も必要ではないかなと思いたしましたので、聞いてみました。いま一度その辺もご見解をいただけるようでしたら、お願いいたします。

○小林地域産業振興課長

ただいま2点ご質問をいただきまして、1つ目が、今後のまた次の対策の可能性ということろでございます。今回、我々が補正予算、令和5年、6年、今回ということろですけれども、3つの視点を持っております。1つは、今回、電気代、ガス代の負担軽減ということろでございますけれども、まず1つは、国際的なエネルギー価格、国内も含めてですけれども、その動向がどうかというのが1点。2点目

が、そういったものに対する政府の支援措置です。今年も実は7月から9月に、政府が予備費を使って支援を行いますけれども、そういうものがある、なしというところも含めてですけれども、これも、政府も繰り返し毎年断続的にやっているものがございます。3点目が、それ以外も含めた景気動向と申しますか、世の中の景気がどうかというところですが、令和5年、6年、7年も、やはり区内経済と申しますか、国内の経済状況等もなかなか厳しいという中で、いろいろ我々もそういう動向を見ながら機動的に予算措置をやってきましたので、今後もそういったものを見ながら、必要なものはスピーディーに対応していきたいと考えているのが1点でございます。

2点目、もう一つのご質問が、更新か新規かというところでございます。融資というお話はしましたけれども、もう一つ、我々は助成金、補助金という形で、そういった設備投資を助成するとか、我々も今回、守りというのですかね、不況対策ということだけではなくて、今後、攻めの対策として、例えば新製品とか新技術を開発するための補助金ということであれば、実は今回、この補助金は80万円が上限ですが、そういったものは上限額をもっと上げて300万円認めるとか、デジタル化とかDXへの投資というものについても、やはり同じような補助上限額をつくって支援しておりますので、そういったものと、あと、より長期的な視点から設備投資をしていただくような場合には、融資あっせんということも併せてということで、いろいろ我々は支援メニューを持っておりますし、また、場合によっては、東京都、あるいは国の支援策を直接ご案内するというのも考えられると思いますので、そういったものを総合的にご案内しながら、対策を打っていきたいと思っております。

○こんの委員

ありがとうございました。3点、考え方として、今後の見通し、当然ですが、今、この補正予算を組んでいただいて、さらに次の聞くのも何だったのですが、でも、国の動向なりを見ながら、考え方としては持っていてということですので、そういうことになった場合には、ぜひまたお願いしたいと思います。

また、新規の設備投資というところでは、今、教えてくださったDX化にする新規の設備投資のほうもしてくださっているところが、今後やはりいろいろな効率化を考えると、DX化というのは必要などころなのだろうと思いますので、今教えてくださったことなども併せて、今回のこの省エネの補助金と併せて、新規はこういうものがありますよということもご案内をしていただきながら、ぜひ進めていただきたい。要望で終わります。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。

○こしば委員

ご説明ありがとうございます。私からは、目的と内容について教えてもらいたいのですが、目的が、今回の助成金を通じて、省エネ化や業務改善に資する設備への更新を促進し、事業継続の下支えおよび区内経済の活性化を図ることなのですが、そうすると、既存の設備を更新することは、これまでの設備だと、例えば、今、電気代も上がってきておりますので、省エネ化を図ることによってランニングコストを下げたいという意味合いに取れるわけなのですが、そうしますと、対象者が区内の中小企業、個人事業主（全業種）とありますけれども、これは、例えばこの目的に沿うならば、もう既に長年事業をされてこられた方のみを対象にするようにも思えるのですけれども、例えば1か月、2か月ぐらい前から新規で事業を始めた方も対象になるのかどうかを含めて、教えてもらいたいのですけれども。

○小林地域産業振興課長

ただいまのご質問でございますが、今回の補助金も含めてですけれども、区の支援措置として、一般的なルールとして、区内に事業所を構えてから1年を経過した方というのを1つ条件にしております。これは、ほかの融資とか、あるいは補助金なども、一定の期間をやはり区で経営されている方ということを条件にさせていただいておりますので、そういったところで、今回も同じようなルールでやらせていただきたいと思っております。

○こしば委員

ありがとうございます。そうすると、ある程度この審査基準、1つの判断基準に、1年間の業務、事業の継続があったということですね。分かりました。ありがとうございます。

それで、今度、窓口業務委託のところをお聞きしたいのですけれども、今回この申請の方法は、オンライン申請が原則だと。それ以外に書類申請も可というところ、窓口に来て、相談して申請をされる方もいれば、書類を送ってきて申請をされる方もいらっしゃると思うのですけれども、この窓口業務委託というのは、その申請、要は入り口の段階での委託が中心になるものなのか、また、さらにその中身のところまで踏み込んだ委託となるのかどうかも踏まえて、中身のところまで踏まえるとなると、やはり職員のほうが大変専門性があると思うので、入り口のところだけなのかなとも思いながら、ただ1,100万円余の予算がつけられているので、そのあたりを教えていただければと思います。

○小林地域産業振興課長

ご質問いただいた業務委託の中身でございますけれども、オンラインか直接窓口で紙で持ってこられるかは、いずれのパターンでも、最初にまず一次チェックを行う段階がございまして、その部分について、今回業務委託で新たにスタッフの方に来ていただき、その方に一次チェックの審査をまずやっていただきます。

そういったところで、件数も最終的に400件近くの件数になってくるというところで、なるべくスピーディーに審査を進めて、なるべく早くお金を振り込めるようにというところで、そういったところも含めて、従来の職員の体制、最終的には私がチェックというところもありますけれども、それも含めて、何段階かやるうちの最初の段階、まず一次審査をなるべく早く進める、効率的に集中的に進めるという意味で、今回の業務委託を予算計上しているところでございます。

○こしば委員

ありがとうございます。そこら辺がこの内訳だと少し分からなかったもので、安心しました。入り口、間口のところで委託をすることによって、交付決定までの時間を短縮といいますか、なるべく早めに見ることによって、事業者の方にいち早く支援が行くということで、かしこまりました。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。

○せらく委員

本事業、先ほどからの質疑、ご答弁を聞いていて、昨年もやって370件程度で、令和5年度もやられたということでしたけれども、こうした事業は今回で何度目になるのかを教えてください。

そして、省エネルギー対策というところでは、省エネの効果だとか、想定されるCO₂の削減量だったり、そういったところの具体的な目標値があれば教えてください。

○小林地域産業振興課長

2点ご質問をいただきました。まず、今回、何回目かというところですが、年度単位で我々、

考えるのであれば、令和5年度、6年度、7年度ということで3回目でございます。令和5年度、あるいは6年度につきましては、予算の追加をしていますので、その分を合わせるとプラス2回という形にはなりますけれども、あくまで我々、事業としては年度単位でやっておりますので、3回目ということでご理解いただければと思います。

また、もう一つ、省エネ効果をどういうふうに設定しているかというところですが、我々としてはなるべく幅広く使っていただきたいので、省エネ効果はもちろん高いものというのですかね、より古い機種を交換すると、今、最新機種になるとかなり消費電力が下がった新しい機種が出ていますので、もちろん省エネ効果というのは高いのですが、その省エネ、何%以上、例えば電力が下がる、あるいは燃費が上がるということは、特に我々は問うてはなくて、ただし申請の段階で、以前の設備と今回新たに入れる設備でどれぐらい消費電力が違ってというところで、省エネ効果の写真とかも入れていただいて、見比べるような形で、こういうふうに省エネが見込めます、あるいは、今回もう一つの目的としている業務の改善といいますか、効率化が図れるというところであれば、消費電力の話ではなくて、今まではこういうふうに業務をやっていたのだけれども、機械を入れることによって、例えば省力化、省人化が進みますとか、生産性が上がるのですといったご説明を入れていただくことによって、我々もなるべく早く審査スピードを上げて、交付決定の手続をするように努めているところでございます。

○せらく委員

ありがとうございます。そうすると、申請の際に、ビフォーアフターというところは、報告したほうが申請が通りやすい、スムーズに行くというところで、認識させていただきたいと思います。

先ほどのお話の中でも、今回で3回目ということで、2度目の利用者もいながら、新規でも使っていたら、事業継続性を支えたいということがあったと思うのですが、新規の方には、こういった効果があるとか、好事例といいますか、そういったところの広報などはされていますでしょうか。

○小林地域産業振興課長

ただいまのご質問にお答えいたします。我々、電話での問合せというのを、まず最初にかかなりの件数お受けしているのですが、そもそもこういう設備を入れようと思っているのだけれど、まだ今回初めてなのだけれどということでご質問をいただくのですが、そういう場合には、令和5年度、令和6年度で、今回の場合ですと令和6年度の例も出しながら、こういう設備の更新の事例というのを我々は大変たくさんお受けしていて、その中でこういうものは実際に交付決定といいますか、助成金が下りた例ですよというのをご紹介していくと、それだったら、今回私の例も補助金の対象になりそうですという形で、その後、書類の作成なり、あるいはオンライン申請に進んでいただけるということで、そういうところで直接ご案内しながら、どういうものが対象になるか、具体的に分かるようにご説明をしているところでございます。

○西村委員長

ほかにご質問は。

○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。ほかの委員から多く質問が出ましたので、私から最後に1点だけ、窓口業務委託の質問が出ていましたけれども、こちらの委託する先というのはどちらでしょうか。

○小林地域産業振興課長

これは入札で毎回決定するので、今回どこかというのはまだ正式に決定していないところでございま

すけれども、昨年度の例で申し上げますと、人材派遣会社を通じてスタッフの方に来ていただいて、一緒に事務作業をしていただいたところでございます。

○おぎの委員

ありがとうございます。では、毎回同じところで同じ方がされるという形ではないということですね。

○小林地域産業振興課長

入札ということなので、確実に毎回同じということは限らないというところでございます。

○おぎの委員

ありがとうございます。慣れた方がされたほうが早いのかなというところはあるのかなと思いますけれども、入札ですので、透明性を持って、いろいろな可能性でやっていただきたいとは思いますが、困っている事業者の方には、もう本当にスピーディーに、一刻でも早く支援が行き渡るように、よろしくお願ひします。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

○こしば委員

賛成します。

○藤原副委員長

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○せらく委員

賛成します。

○高橋（伸）委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○西村委員長

それでは、これより、第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 区民委員会所管分）について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

令和7年陳情第24号 シナモロール以外のキャラクターも品川区で採用する陳情

○西村委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

令和7年陳情第24号、シナモロール以外のキャラクターも品川区で採用する陳情を議題に供します。本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○西村委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大森文化観光戦略課長

それでは、私から、本件に関する現状の取組状況や方向性などを踏まえて、ご説明を申し上げます。シナモロールは、今から8年前、2017年の2月13日にしながわ観光大使に任命されました。昨日、サンリオキャラクターの人気投票で惜しくも2位ということになりまして、6連覇を逃したというところもあります。直近10年で、第1位を7回獲得しているという人気キャラクターでございます。契約は、デザイン使用料として418万円で、令和6年度の使用実績は、デザインにおいては61件となります。様々なシーンで活用されております。

また、委託料としては、令和7年度は1,048万8,000円が計上されております。主には、1、サイトおよびSNSの運用による区内の店舗紹介等、それから、2番目として、着ぐるみの出演、令和6年度については5回出演しております。3番目としては、ノベルティーの作成となります。4番目としては、その他Instagram用の動画アニメーションなどを制作して投稿すると、そういった展開をしております。

予算の合計は1,466万8,000円となります。

また、課題としては、全体的な経費が高くなることが懸念されております。令和7年度から着ぐるみの出演料が値上がりしたこともあり、費用対効果を考え、見直しを図る必要があると考えております。認知度の高いキャラクターの起用は、それなりに経費がかかるという認識が必要かと考えております。

一方、ハタチの龍馬事業に関しては、SNS、Xの投稿を週1回程度という形でやっております。2番目としてノベルティーの作成、それから、3番目として、他自治体の連携による、高知県や坂井市といった、お互いの観光PR動画の作成をしているところでございます。

令和7年度の予算につきましては、660万円の予算が計上されております。

シナモロールと比較すれば、知名度というところではやはり劣るという認識はございますが、区のキャラクターの中では比較的イベント等へ出ている回数も多いので、それなりの知名度は取れているのかなと感じておるところですが、やはりなかなか上がるものでもないもので、さらなる知名度の向上は図っていく必要があると認識しているところでございます。

また、ハタチの龍馬の着ぐるみ出演に関しましては、演者というか、中身については職員が入っているところでございますため、予算の計上はございません。夏場など熱中症の危険を伴う部分がありますので、職員の健康管理の観点から、専門事業者への委託を検討する必要もあるかなと考えているところでございます。

キャラクターの起用に関しては、施策や事業とひもづけられる十分な理由を検討する必要があるかと考えてございます。

私の説明は以上となります。

○西村委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等ございましたらお願いいたします。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。今、課長からお話があったように、今年のサンリオキャラクター大賞で残念ながら2位になったということで、陳情の方もおっしゃっていたポムポムプリンが1位になったということで、ただ、もうこれは品川区の観光大使ということで、シナモロールというのはすごい定着しているのかなと、私はそういう認識をしております。

それで、着ぐるみの回数、シナモロールの経費が高くなったということで、回数を減らしていく意向のようなお話だったのですけれども、具体的にどういうふうに回数、今まで5回出演していたのが何回になるのか、分かる範囲でいいのですが、教えていただきたいと思います。

○大森文化観光戦略課長

ただいまのお話で、シナモロールの着ぐるみの出演の経費のお話だと思います。着ぐるみ経費の具体的な金額を申し上げますと、昨年までは、仕様によって、シナモンの着ぐるみの補佐の方がつくとかというところで金額の差が出てくるのですけれども、大体1日40万円ぐらいという金額です。それで、今回の見積りを取ったところ、10万円ほど上がりましたというところがあります。こちら、シナモンの着ぐるみのレギュレーションというのですか、1日3回30分ということで、1回につき30分です。なので、トータルで1時間半の出演ということで、控室のお部屋を出てから戻るまでがぴったり30分ということで、かなりしっかりとされているところでございます。

そういったところで、30分で触れ合える人たちとかファンの方たちとか、そういったことを考えていくと、1人当たり幾らになっていくのだろうとかということを考えると、結構高い金額になってしまうなというところがございます、そのあたりの見直しを先々していく必要があるかなと考えているところでございます。

○高橋（伸）委員

今まで5回出演だったのが、減らすということでいいのですか。何回になりますよとか、ある程度、お分かりになる範囲で教えていただければと思います。

○大森文化観光戦略課長

具体的なものはついていないのですけれども、予算のときは令和6年度と同等で5回ということでやっています。ほかのサイトの運用とかノベルティーの制作というのと合わせる形で金額がついているというところもあるので、そこに出演が何回割けるかというところはあるのですけれども、区の大きな観光イベント、にしこやまつりですとか宿場まつりですとか水辺の観光フェスタとか、そういったところに具体的に出しますという形で出して、了解を得ているところなのですけれども、そのあたりは回数的に減らしていくかどうかというのは分からないのですけれども、デザインでやはりかなり、区の計画的な冊子ですとか、そういったところで使って、観光大使であるという認知度が高くなっているのかなというところがあるので、例えば龍馬に関しては、着ぐるみの出演回数をもう少し増やして行ってにぎ

わいを創出していくという形で、シナモロールに関してはデザインのほうにもう少し力を入れていって、そういったところで、品川区にシナモンありというところを盛り上げていければいいかなと思っているところなので、まだ着ぐるみの回数が具体的に何回かというところまでは決まっていないところです。

○高橋（伸）委員

分かりました。ありがとうございます。

サンリオのシナモロールは、区民と議会の交流会議、今、ここにこんの議員がいらっしゃいますが、年1回、品川女子学院でやると、いろいろなノベルティー、特にシナモロールというのはすごい大人気で、これも本当に引き続き、ほかのキャラクターはありますけれども、シナモロールをもう本当に前面に押し出してやっていただきたいと思います。

それと、最後にハタチの龍馬ですが、見習いとなっているけれども、まだ見習いのままで、ずっとそれは継続していくのかということと、Xのフォロワーが3万1,000人強ぐらいいるのですよね。もっと、何というのですかね、先ほど週1回でしたか。なので、これを含めてもっともっと、このハタチの龍馬の知名度の向上のためにやっていただきたいと思います。

それで、昨年、大井第一小学校で、観光の施策で、職員の方がハタチの龍馬で観光施策についていろいろやっていると思うのですよね。そういう小学校とかにも出前授業ではないけれども、もっとそういう部分を含めて、何か知名度向上のためにやっていただきたいと思っていますけれども、その辺について見解をお知らせいただきたいと思います。

○大森文化観光戦略課長

ハタチの龍馬の見習いが取れるか、取れないかというところですが、この陳情の中にあるように、やはり知名度的にはまだまだ低いなというところがあるので、しばらくはそのままというところと、シナモンとの差別化みたいなのところもあるので、シナモンを目指して頑張りましょうというところでは、見習いという肩書をつけて続けていこうかなと思っています。

それから、大井第一小学校の例からのハタチの龍馬の着ぐるみ出演というところですが、やはりイベントに行ってお子さんに、ここ最近、龍馬だということで、少しずつ認知されているところがあるので、やはりお子さんに知ってもらって、親御さんに知ってもらってというところが、流れとしてはいいのかなと思っているところもございますので、そういった小学校の授業とかにも、職員の体調とかそういったところもあるのですけれども、積極的に出ていけるようになればいいかなと思っているところがございます。

○高橋（伸）委員

ありがとうございます。小学校、特に荏原地区というのは、まだ認知度がすごく低いのかなと思っていますので、小学校だけではないですけれども、そういう教育を含めて、荏原地区にもっともっと、広めていただいているのは分かるのですけれども、今まで以上に認知度を広げるためにやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○西村委員長

ほかにご質問はございませんか。

○おぎの委員

ご説明ありがとうございます。8年前に、2017年2月13日から就任したということなのですが、そもそもこの品川区の観光大使がシナモロールに至った経緯というのと、そのときにほかのキャラクターも同時に検討していたのか。また、ほかのキャラクターを検討していたのであれば、提示されてい

る使用料みたいな資料等があれば、分かる範囲で教えていただきたいなと思います。

○大森文化観光戦略課長

品川区の観光大使についての経緯というものですけれども、一番最初は、平成19年、2007年に五反田にキャッツシアターがありまして、そちらのキャッツを観光大使に任命したというのが一番最初の起りです。ただ、やはり任命はしたものの、通常、舞台があるので、なかなか出てきていただけないよというところがあったので、そこはもう先細りして行って、キャッツシアターも移ってしまっというところで、実質的に解任みたいな形になったと。

それで、シナモンに関してですけれども、平成25年、それから6年後ということで、2013年に、大崎のサンリオから、シナモロールを、しながわみやげという観光の事業がありまして、そちらの応援キャラクターに起用しませんかということがサンリオ側からご提案がありまして、品川区にサンリオ本社があるということと、シナモロールのキャラクターのかわいさと、品川の「しな」とシナモロールの「シナ」が合っているというところで、最初はお土産のキャラクターということで任命させていただいたところがございます。それから、先ほどの2017年に観光大使となったと、そういう経緯でございます。

ほかのキャラクターに関しては、シナモンの時代版ということで、品川紋次郎というキャラクターがいます。まげを結ってはかまを着ているというものですけれども、シナモンとは別の世界に生きる別のキャラクターということですが、見た目はシナモンでございます、名前は品川紋次郎という、少し昔の世界観というところもございますが、そういったキャラクターがいます。それから、シナモンフレンズということで、シナモンの弟分みたいな、友達みたいな、そういうキャラクター、カプチーノとかみるくとかモカ、そういったキャラクターがいて、そういった子たちもサンリオから年間の使用許可を得ておりまして、デザインに掲載することができる形になっております。

○おぎの委員

ありがとうございます。そうしますと、サンリオから提案されたのでシナモロールということなので、非常に人気で、しながわと書いてある青いシャツを着ているときは、観光大使という認識でいいのかなということと、別件なんですけれども、今回、品川区のロゴが「わ！しながわ」から「しあわせ多彩区」に変わっていますけれども、そういうのに伴ってキャラクターを変える予定というのは、今のところあるのかなということ。取りあえずその2つ。

○大森文化観光戦略課長

まず、青いTシャツにしながわと平仮名で書いてあるときに、シナモロールの観光大使のコスチュームという形になります。なので、例えば、公式のSNS、Xとか、そういったものがあるのですが、そちらで品川の観光をPRするというのができないという状況になっています。シナモロールの観光大使としての全く別のSNSの発信がありまして、そちらは観光協会等に委託して運営しているという形になります。

それから、「わ！しながわ」からブランディングの関係で「しあわせ多彩区」となったところから、シナモロールの観光大使の関係が変わるかということでは、特にそういったことは考えていないところでございます。

○おぎの委員

ありがとうございます。特に今回、ロゴが変わったからといって、観光大使は変わらない予定ということは分かりました。

関連なので、分かる範囲で教えていただきたいのですが、名前が挙がっていましたハタチの龍馬のほか、品川区の各所管でいろいろキャラクターを今つくられていると思うのですけれども、くるみプランのくるみちゃんとか、パラリンピックのときのビーチウとかやたまたまとかでしたか、これと、あとほかに今、戸越とか品川区内の商店街で、戸越の銀次郎とか、現役キャラクターをたくさん商店街関連でもつくっていると思うのですが、今どれぐらいあるのかというのは把握されていますでしょうか。

○大森文化観光戦略課長

そうですね、数字に関しては、キャラクターの数というのは押さえてはいないのですけれども、地区のイベント等でかなり昔からのものとか、オーバルコートとか、大崎とか、そういった地元のものも出ますし、防災課のジージョくんとか、そういった本区のキャラクターも中にはありますので、かなり相当な数のキャラクターがいるかなというところでの答弁になってしまいます。申し訳ございません。

○西村委員長

ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第24号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

○こしば委員

結論を出すでお願いします。また、不採択。意見としましては、そもそもこれは大変、財源ありきの話でございます。当然、費用対効果を、ほかの事業もそうですけれど、常に考えた上で事業を実施されておりますので、こういったことはやはり精査をして進めていくべきだと思います。

○藤原副委員長

結論を出す。不採択で。理由は自民と同じです。

○こんの委員

今回、結論を出すでお願いしたいと思います。それで、今、質疑、また所管の課長からのご説明をお聞きして、これだけの予算と、特に着ぐるみについてはこれだけの費用が今後はかかっていくのだなといったところを見ると、一定程度シナモロールについては、今年2位だったとはいえ周知が図られてきているので、その分を、先ほどのご説明で行くと、ハタチの龍馬のほうに着ぐるみなども振り分けながらというところがあるのと、やはりハタチの龍馬のほうも見習いのままではいけませんよね。今後やはりスキルアップをさせていかなければいけないといったことが、まず先かなという感じがいたします。

ですので、新しいキャラクターを考えていくという考え方はあるのは分かりますけれども、まずはここ、見習いを何とかしていくことが先決かなといったところで、不採択とさせていただきます。

○せらく委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。意見としては、お三方と同じにはなるのですけれども、やはり費用面が、シナモロールのお話を聞きまして、こんなにかかっているのだということは私も感じております。それに対して、シナモロールは品川区とフィットしていると感じておりますし、浸透してきているので、シナモンだと、広報の効果を戦略的にも出せるのではないかと、引

き続き頑張っていたきたいと思います。

○高橋（伸）委員

結論を出すで、不採択をお願いします。ぜひ、こんの委員がおっしゃるとおりで、見習いから昇格していただきたいというのは、要望として挙げさせてもらいます。

○おぎの委員

本日決めるで、不採択で、費用面を考えても、今のところ新しくというよりは、ハタチの龍馬はじめ、現役のキャラクターの認知度を上げることに注力したほうがいいのかなというのと、それぞれの地域で思い入れのあるキャラクターがたくさん現役で今活躍していますので、そういったことで不採択ですが、今、森澤区長が掲げている「しあわせ多彩区」ということで、シナモロール一択だけでなく、区のイベントのときに、適宜ほかのキャラクターも一緒に登場して認知度を上げていったり、品川区と一緒に盛り上げてもらうというやり方もあるのかなというのは、気づかせていただきたい陳情なのかなと思います。

○西村委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのことご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については簡易採決により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第24号、シナモロール以外のキャラクターも品川区で採用する陳情について、お諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご異議なしと認めます。

よって本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○西村委員長

最後に、予定表3、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、区民委員会に関わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。
ほかにその他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。
以上で本日の予定は全て終了いたしました。
明日も午前10時からの開会でございます。
これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午前11時14分閉会